様式第６号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

嘉手納町長

嘉手納町社会教育学級活動計画変更等（承認・不承認）通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました嘉手納町社会教育学級活動計画変更等承認申請書について、嘉手納町社会教育学級補助金交付規則第８条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　活動計画の変更について

□　承認する。

□　不承認とする。

２　活動の中止について

　　□　承認する。

　　□　不承認とする。

３　その他（連絡事項、不承認とする理由など。）

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。